

報告（1） 第2層生活支援コーディネーター業務の委託について

○経過

生活支援体制整備事業は、第1層（市全域）・第2層（日常生活圏域）のコーディネーターが連携・協働しながら取り組むものであり、市では第2層のコーディネーター業務について、地域包括支援センターが総合相談支援や地域ケア会議などを通じて地域の実情に精通し、様々な団体・関係者とのネットワークを構築していることから、下記を前提としてセンター運営法人へ委託したいと考えていた。

- ・ コーディネーター業務は専任1人（センター業務との兼務不可）
- ・ 第2層協議体と地域ケア会議は分ける

しかしながら、7月26日に開催した地域包括支援センター担当者会議において、業務の進め方についての案（前回協議体の議事と同様）を提示したところ、次のような意見をいただいた。

- ・ コーディネーター業務を専任とし、現行のセンター業務との兼務を不可とすると、組織として業務がしづらい（縦割りすぎる）。
- ・ 第2層業務の進め方が地域ケア会議に非常に似ている（分けることはいかがか）。
- ・ 第2層協議体と地域ケア会議を別のものとした場合、参集メンバーが似ているため、混同を招くし、負担がかかる（現在でも地域ケア会議の開催に係る負担は大きい）。

○センターからの意見を踏まえた委託形態の修正案

- ・ コーディネーター業務は専任1人 → コーディネーター業務はセンター全体で担う
(=コーディネーターは『センター』)
- ・ 第2層協議体と地域ケア会議は分ける → 協議体は地域ケア会議を活用することも可能

→ 現在、法人に委託している『地域包括支援センター運営業務』に、第2層業務を基本業務として組み込むことにより、コーディネーター業務にすべてのセンター職員が関わるができる。

→ このほか、第2層協議体および地域ケア会議の目的や参集メンバーの類似性を考慮し、第2層協議体は地域ケア会議を活用すること等により、効率的に第2層業務を実施することが可能となる。

○今年度に市が第2層業務として想定している内容等

第2層業務	※下記のセンター運營業務と 並行して実施可能	補 足
① 地域における通いの場や、 生活支援等サービスに関する 情報収集	第3条(2)イ(ア)抜粋 地域におけるネットワーク構築 介護サービスに限らず、地域の保 健・福祉・医療サービスやボランテ ィア活動、インフォーマルサービス 等の情報を収集する。	運營業務における情報収集 = 第2層業務における情報収集
② 地域における支えあいの 普及啓発	第3条(2)イ(カ)抜粋 地域住民に対する広報・啓発活動 地域住民を対象とした出前講座の 開催やパンフレットの作成配布を通 じ、センターの役割および保健福祉 サービス等に係る啓発活動を行う。	運營業務における普及啓発の場 (出前講座等)を活用し、第2層 業務としての普及啓発も可能。
③ 協議体の運営準備 (町会役員・民生委員等へ の参加依頼含む)	第3条(2)オ(イ)抜粋 地域課題の検討を行う地域ケア会議 <u>地域課題を発見し、その解決策の</u>	協議体は『地域課題を検討する地 域ケア会議』を活用することも可 能。
④ 協議体の開催 (③の準備が整い次第順次)	<u>検討を行うとともに、地域づくりや 社会資源の開発を行う。</u>	